

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高止まりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生らの約4割にあたる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34か国の中、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度を目指して、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
2. 希望するすべての学生等への無利子奨学金の貸与をめざし、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
3. 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
4. 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。併せて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げる。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：内閣総理大臣、文部科学大臣 】

無年金者対策の推進を求める意見書（案）

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」に明記されたものである。

2007年調査における、無年金見込者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されている。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割にあたる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えば、アメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理は、本年6月、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを表明したが、この無年金者対策については、本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されたところである。

よって政府においては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。
2. 低年金者への福祉的な措置として最大月額5000円（年6万円）を支給する「年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施をめざすこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 】

有害鳥獣対策の推進を求める意見書（案）

有害鳥獣については、これまで対策を講じてきているが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより、有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害は200億円程度で推移しています。有害鳥獣による被害により国内農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いています。また、熊などの大型動物によって人が危害を加えられる事件なども頻発しています。

財産のみならず身体・生命を守るために、生態系に配慮しながら、有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理にかかる負担や駆除が追い付かないなど、様々な課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていない状況があります。

有害鳥獣駆除の促進や負担軽減、処分後の利活用並びに地域資源への転化など、有害鳥獣対策の推進について、下記の項目について強く要望します。

記

1. 有害鳥獣被害を低減させるため、そして住民の生命を守るためにも、被害対策の中核となるコーディネーターを育成するとともに、必要な数の狩猟者（鳥獣被害対策実施隊）を確保するため、鳥獣被害防止特措法の改正など、さらなる措置を講ずること。
2. 侵入防止（電気）柵施設における安全を確保するため、さらなる指導を徹底すること。
3. 有害鳥獣の行動様式を的確に把握し、個体数を管理するため、ＩＣＴの積極的な活用を推進すること。
4. 国内各地域に広域で利用できる有害鳥獣向け食肉処理施設を整備すること。
5. ジビエとして積極的に活用し、「六次産業化」を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣 】

「飯塚中学生議会2016」の決議を支持する決議（案）

平成28年8月30日、飯塚市立の全10中学校生徒会の連携・協働によって「飯塚中学生議会2016」が開催され、飯塚市の未来について考えた各種提言がなされるとともに、「中学生のまちづくりへの積極的参加に関する決議」が議決されました。

地方創生の時代にあって、本市が持続的に活力ある地域として在るためには、次代を担う若者の発想を各種施策に取り入れることや、まちづくりへの若者の主体的な関わりが求められています。

このようなときに、中学生諸君が地域社会の一員としての自覚を持ち、我がまちのことを真剣に考えたことは本市の大きな財産となるものです。

よって、本市議会は「飯塚中学生議会2016」の「飯塚市中学生のまちづくりへの積極的参加に関する決議」を称え、支持するものです。

以上、決議する。

平成　　年　　月　　日

飯塚市議会